

生活保護制度の概要等について

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護制度の現状等について

1 生活保護制度の概要

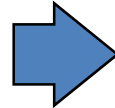
(1) 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

- ① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

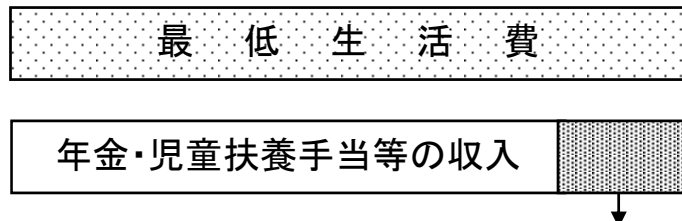
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

- ② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

(2)生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除

就労収入のうち一定額を控除(収入認定から除外)し、生活保護受給者の手元に残す仕組みであり、就労収入額に比例して基礎控除額が増える。

(就労収入8,000円までは全額控除、就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円))

(3)最低生活保障水準の具体的事例(平成23年度)

1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	175,170	167,870	160,580	153,270	145,980	138,680
住宅扶助(複数人世帯・上限額)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	244,970	226,870	213,580	199,270	186,080	172,780

2. 高齢者単身世帯【68歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助(単身世帯・上限額)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840

3. 母子世帯【30歳、4歳、2歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	193,900	187,470	179,310	172,880	164,730	158,300
住宅扶助(複数人世帯・上限額)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	263,700	246,470	232,310	218,880	204,830	192,400

注1 生活扶助の額は、児童養育加算(高齢者単身世帯を除く。)及び母子加算(母子世帯に限る。)を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地－1：東京都区部、1級地－2：千葉市、2級地－1：高松市、2級地－2：日立市、3級地－1：輪島市、3級地－2：八代市とした場合の上限額の例である。

注3 上記の額に加え、医療費等の実費相当が必要に応じて給付される。

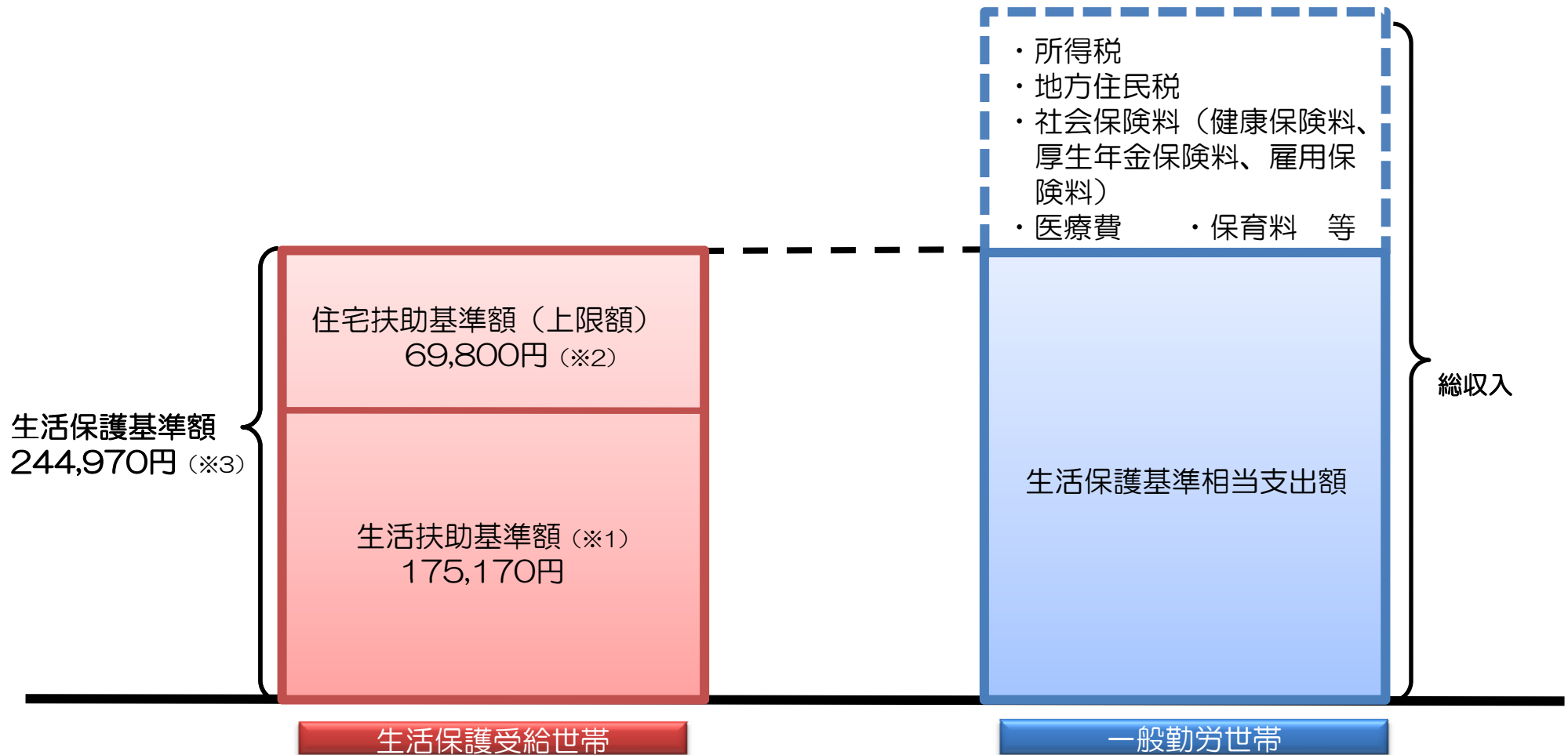
注4 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費しうる水準としては上記の額に控除額を加えた水準となる。(就労収入10万円の場合：23,220円)

(4)保護の実施機関と費用負担

- 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
 - ※ 福祉事務所の設置状況は、全国で1237カ所(都道府県214、市992、町村31(平成22年4月1日現在))
 - ※ 福祉事務所の所員の定数は条例で定める。ただし、厚生労働省としては、以下の数を標準数として示している。
(都道府県)被保護世帯65に1、(市)・(町村)被保護世帯80に1
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

標準3人世帯（33歳,29歳,4歳、(東京都)）における 生活保護基準額と一般勤労世帯の総収入との関係

※記載は全て月額

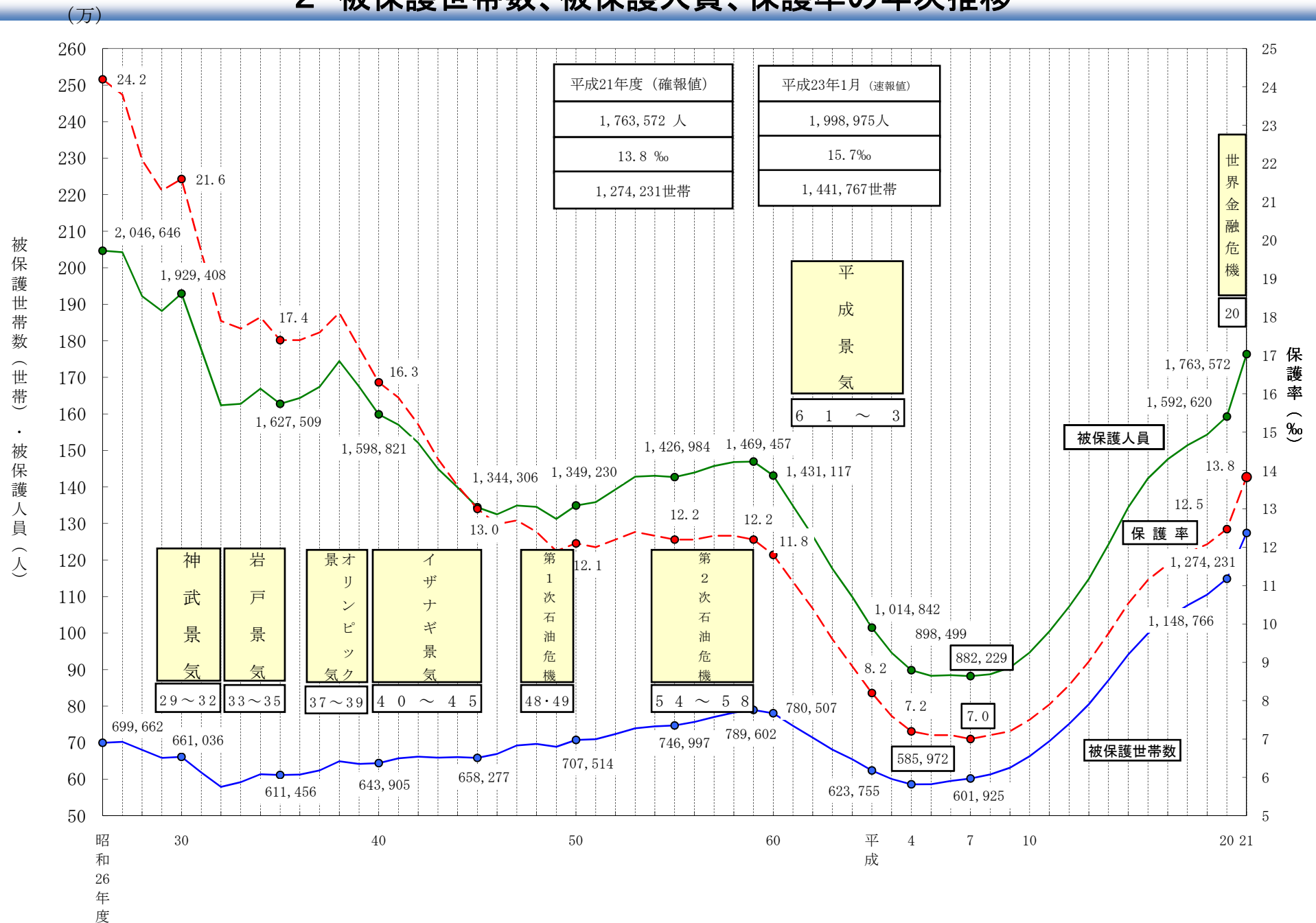


(※1) 1級地—1の基準額（児童養育加算(一人あたり1.3万円)を含む）（平成23年度ベース）

(※2) 東京都内の1級地及び2級地に居住する3人世帯の住宅扶助特別基準額（上限額）（平成23年度ベース）

(※3) これとは別に、勤労控除を受給。平成21年7月1日時点の、東京都に在住する世帯構成人員が3人の被保護世帯（年齢構成問わず）のうち、勤労控除を受給している世帯の実績平均で、一人あたり15,638円（資料:被保護者全国一斉調査(個別調査)）

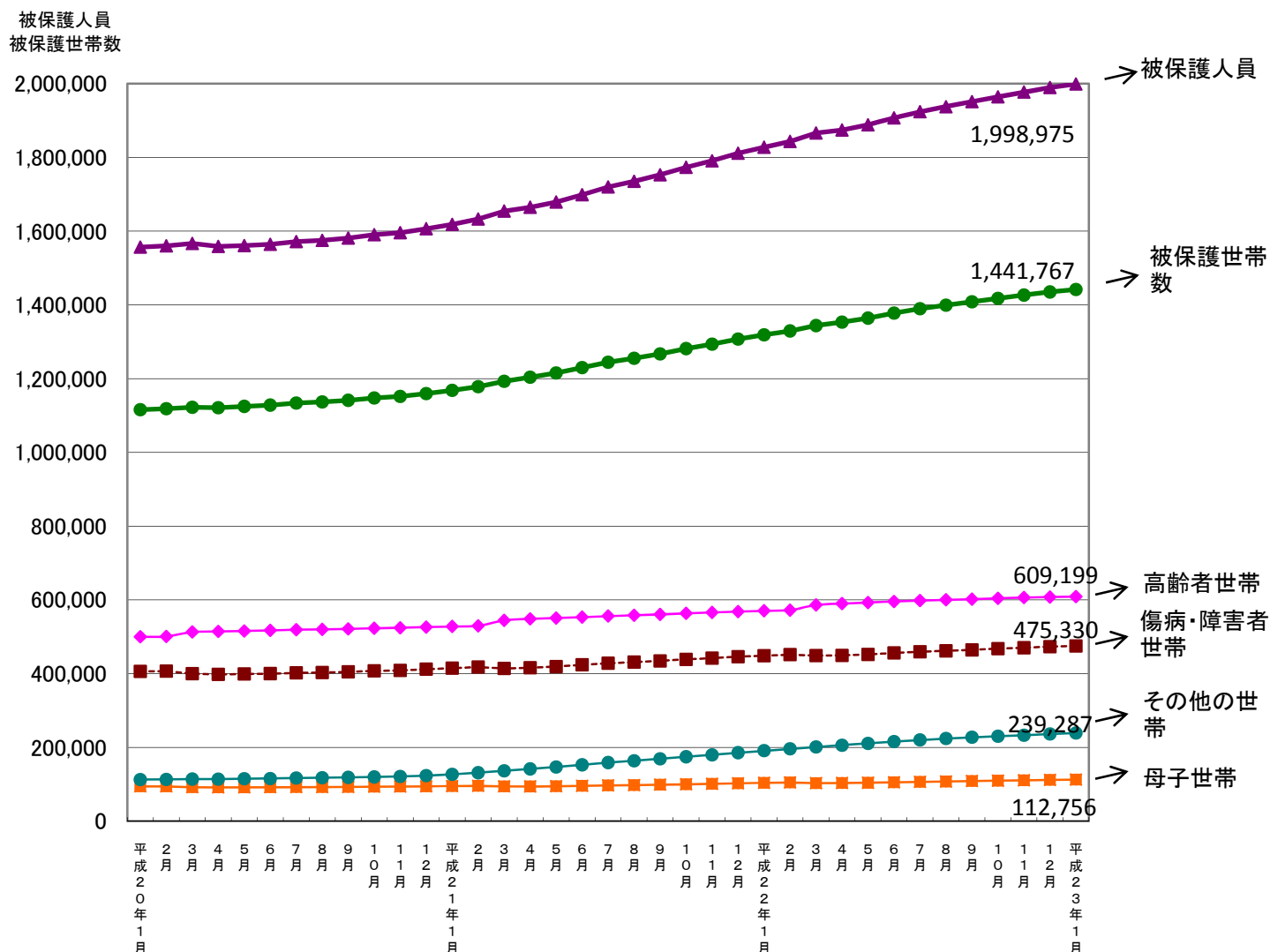
2 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例をもとに、厚生労働省社会・援護局保護課にて作成

3 被保護人員、世帯類型別世帯数の月別推移

被保護世帯数は最多数を更新し続けるとともに、被保護人員についても、終戦直後と同水準の200万人に近づきつつある。特に、近年は稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」が急伸している。



資料：福祉行政報告例

【世帯類型】

(1) 高齢者世帯

男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。

(2) 母子世帯

死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯。

(3) 障害者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である障害者世帯。

(4) 傷病者世帯

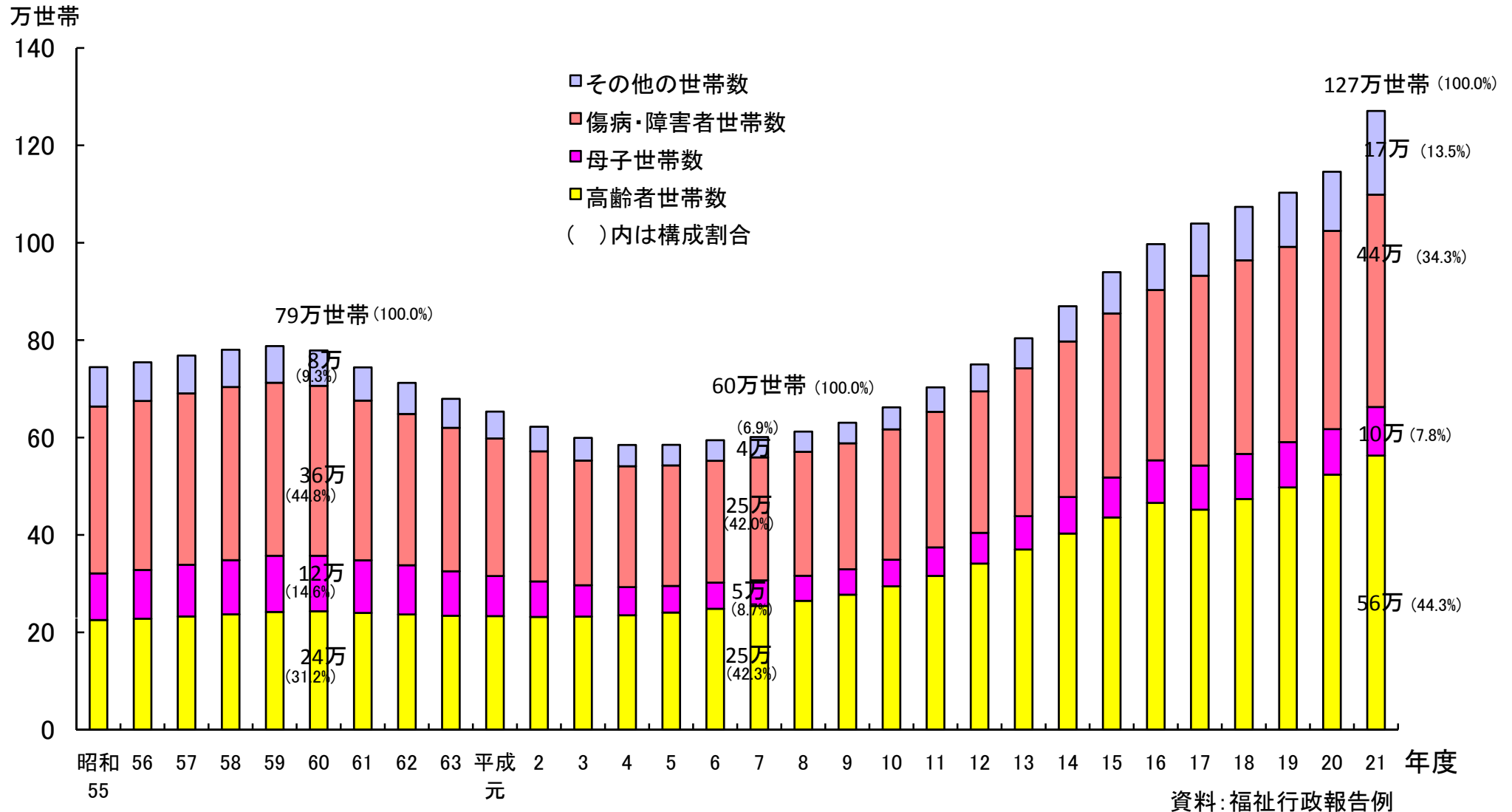
世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である傷病者世帯。

(5) その他の世帯

上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

4 世帯類型別の保護世帯数・構成割合の推移

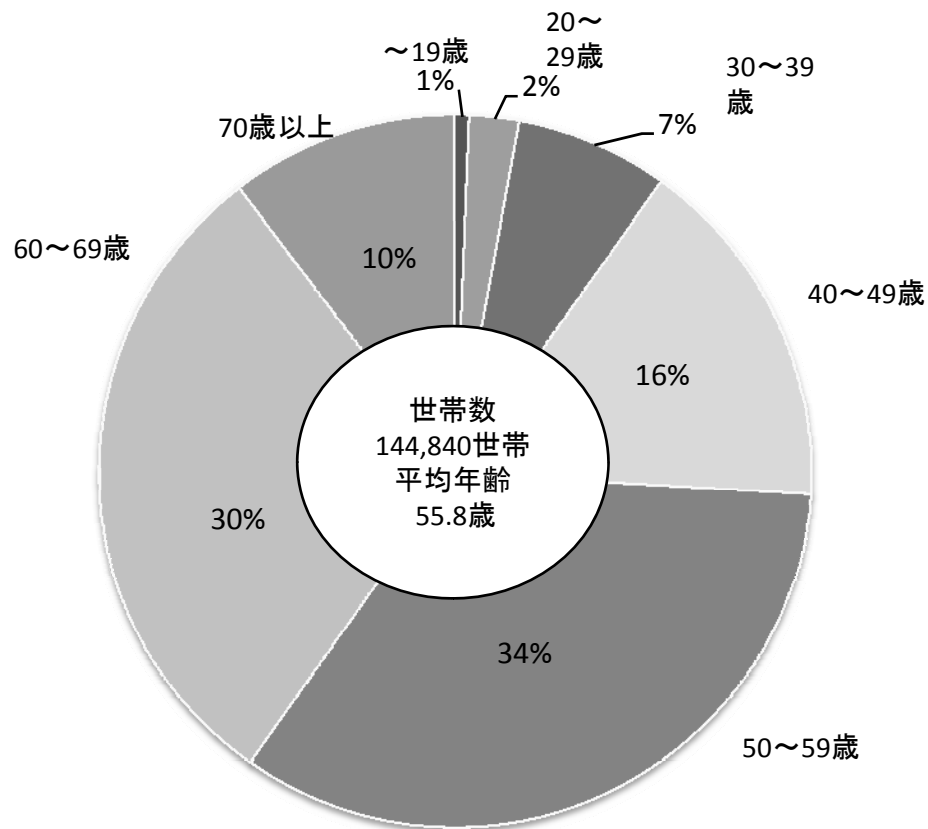
最近の世帯類型別構成割合の推移をみると、「その他の世帯」の増加が顕著であるが、依然として「高齢者世帯」の割合が全体の4割を超え、最も多くを占めている。



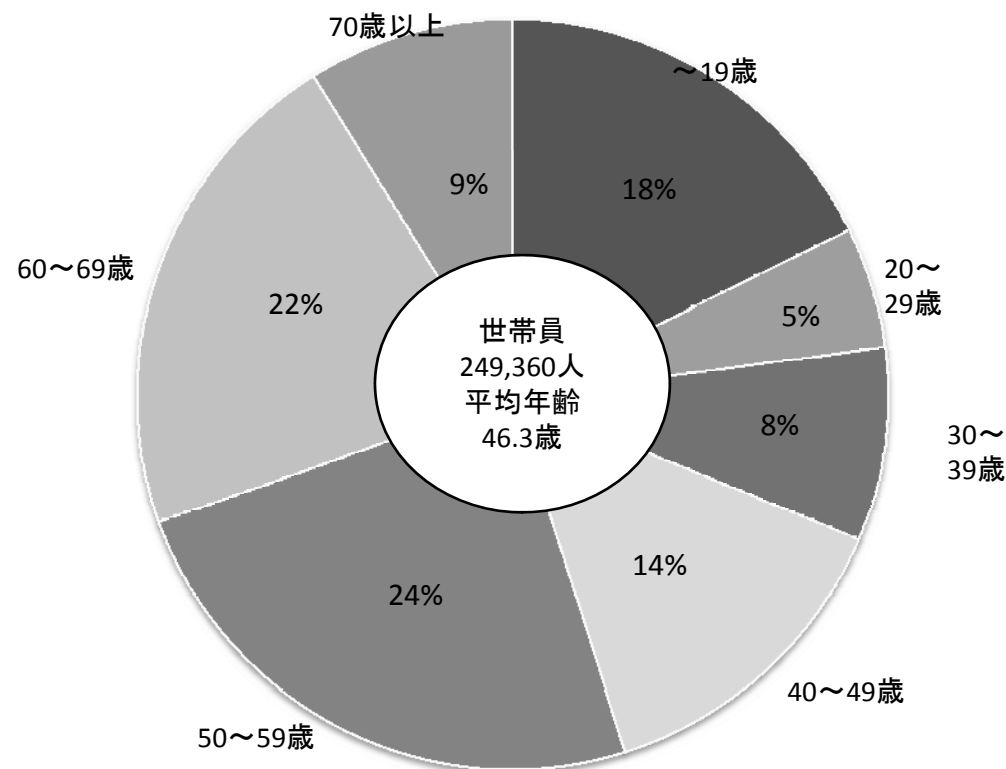
5 「その他の世帯」の年齢階級別分布（平成21年度）

「その他の世帯」を世帯主の年齢階級別にみた場合、20歳～59歳までの者が約6割を占め、同世帯を世帯員の年齢階級別にみた場合、20歳～59歳までが半数以上を占める。

【「世帯主」の年齢階級別分布】



【「世帯員」の年齢階級別分布】



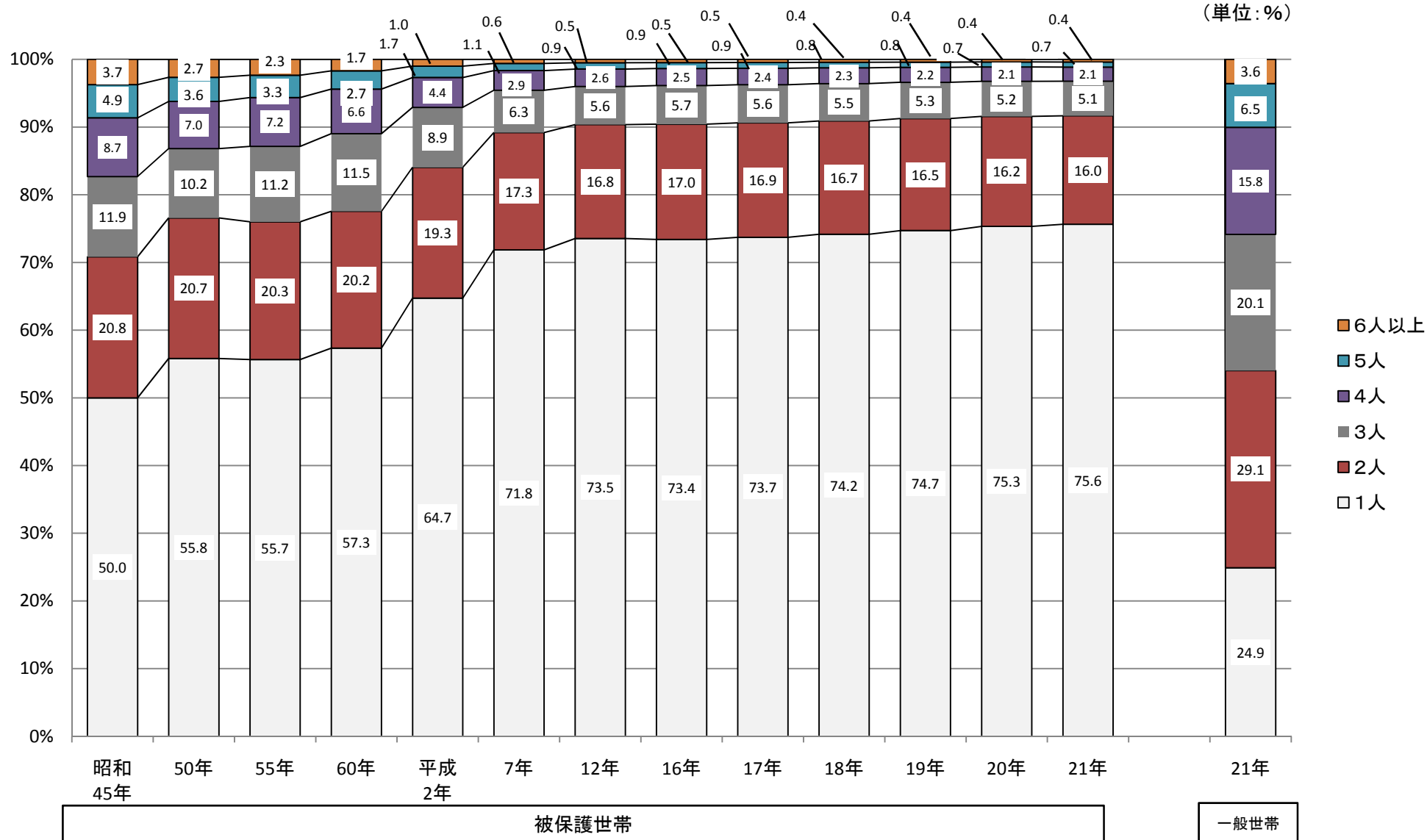
資料：被保護者全国一斉調査

(注) 65歳以上の者であっても、配偶者が65歳未満である場合等、「高齢者世帯」の定義に該当しない場合は、「その他の世帯」として分類される。

6 世帯人員別世帯数の構成比の推移

各世帯人員別世帯数の構成比の推移をみると、「単身世帯」の割合が著しく増加し、直近では約3／4を占めている。

(単位: %)

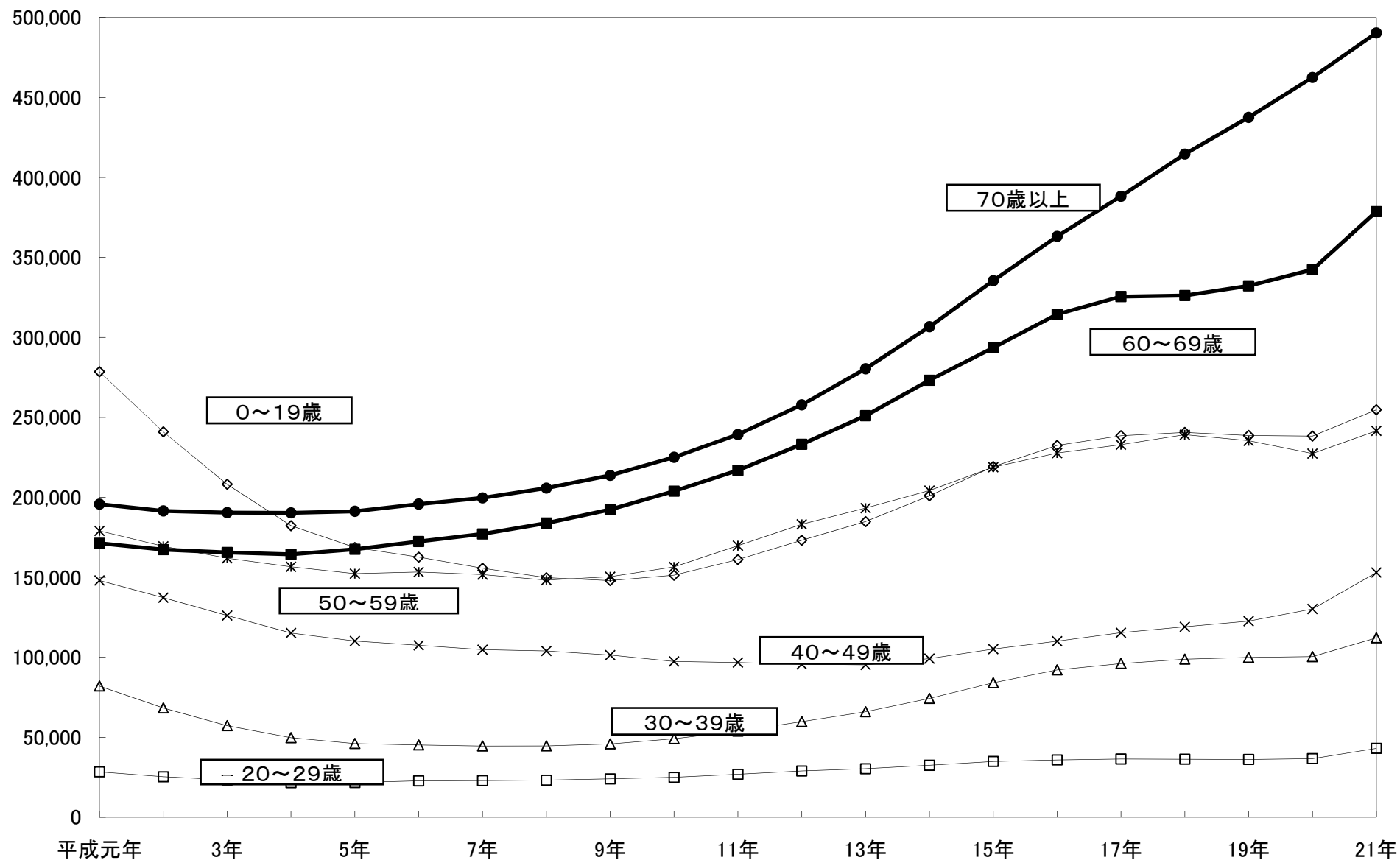


被保護世帯

一般世帯

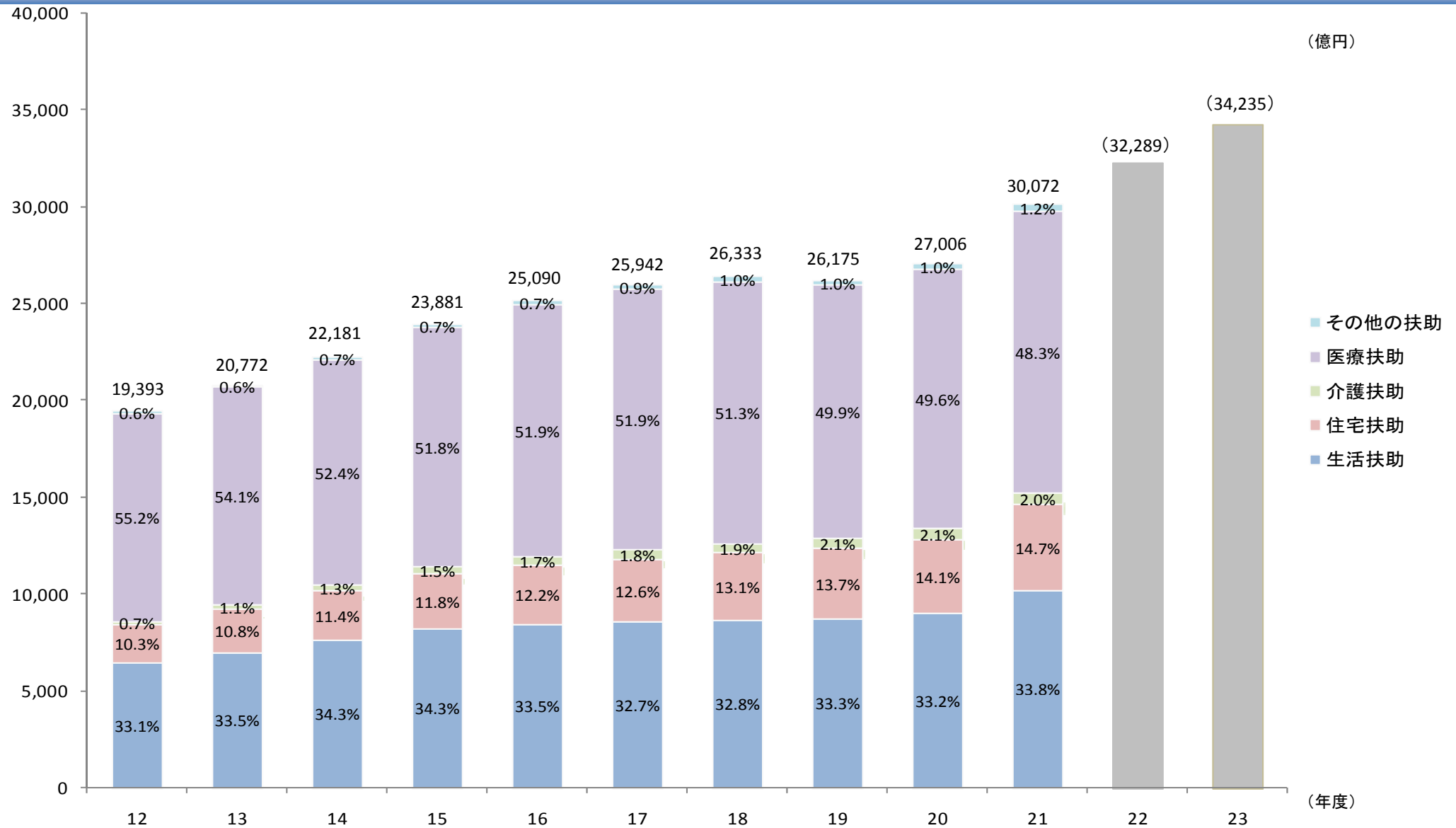
7 年齢階層別被保護人員の年次推移

全年齢階層において増加傾向にあるが、最も多数を占める「60～69歳」「70歳以上」の高齢者の伸びが顕著となっている。



資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)

8 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移



資料：生活保護費負担金事業実績報告

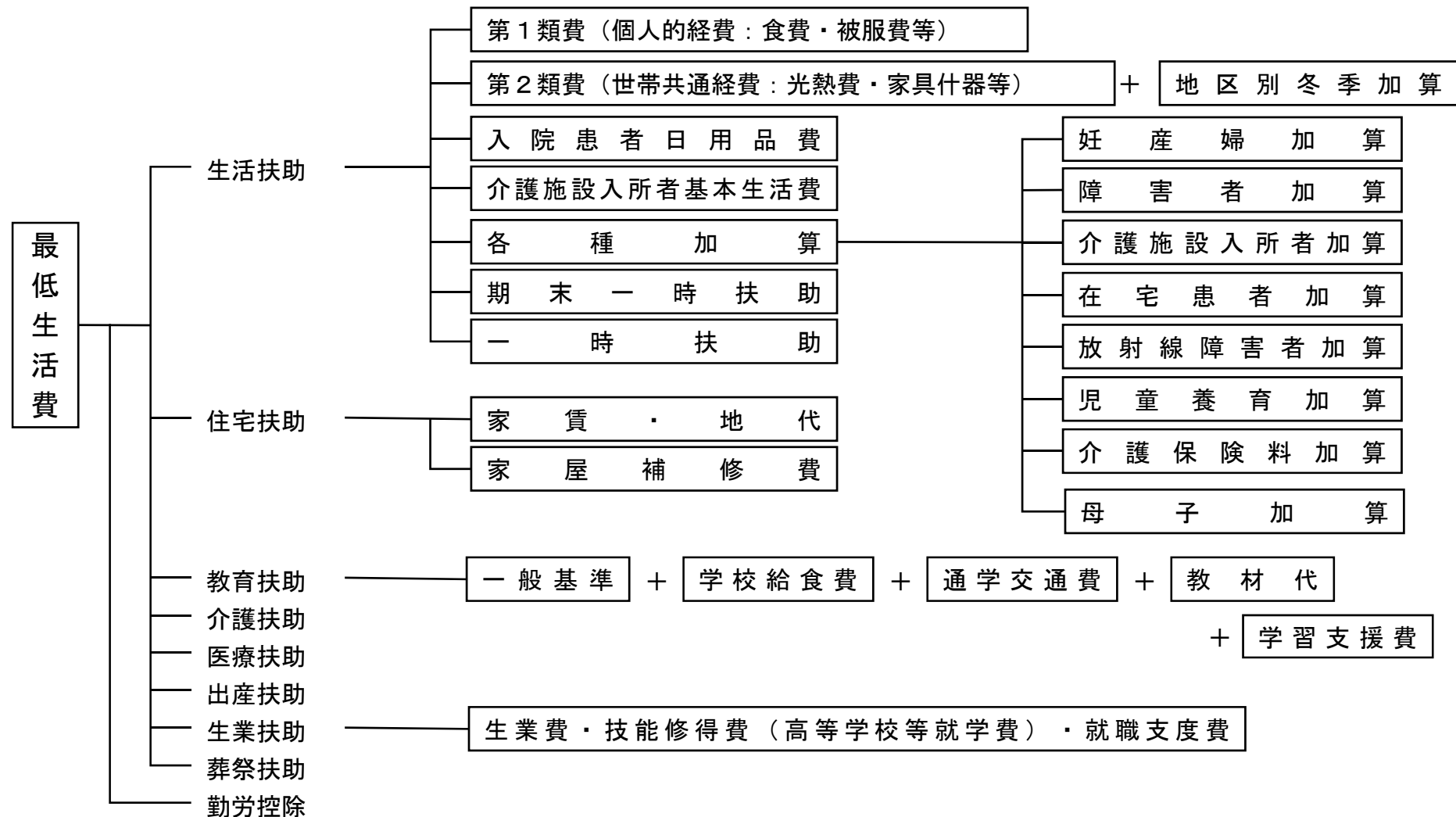
- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成21年度までは実績額、22年度は補正後予算額、23年度は当初予算額
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

生活保護基準の概要等について

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別（８種類）に定める。



生活保護制度における最低生活費の算出方法（平成23年度）
【最低生活費＝①＋②＋③＋④＋⑤】

① 生活扶助基準（第1類費）

(単位:円)

年齢	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0 ～ 2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3 ～ 5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6 ～ 11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12 ～ 19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20 ～ 40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41 ～ 59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60 ～ 69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 ～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準（第2類費）

(単位:円)

人員	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

- ①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。
②冬季（11月～翌年3月）には地区別に冬季加算が別途計上される。
（札幌市の例：4人世帯の場合月額40,750円）

③ 加 算 額

(単位:円)

加算できる対象		加 算 額		
		1 級 地	2 級 地	3 級 地
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
母子世帯等	児童1人の場合	23,260	21,640	20,020
	児童2人の場合	25,100	23,360	21,630
	3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800
中学校修了前の子どもを養育する場合		13,000（子ども1人につき）		

- ①該当者がいるときだけその分を加える。
②入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。
④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。
⑤ひとり親については、「障害者」に対する加算と「母子世帯等」に対する加算は併給できない。

④ 住宅扶助基準

実際に支払っている家賃・地代

1 級 地	円以内 69,800
2 級 地	円以内 69,800
3 級 地	円以内 53,200

（東京都の例）

最低生活費認定額

このほか、医療、介護を受けた場合や出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

⑤ 教育扶助基準、高等学校等就学費

区分	基準額	学習支援費
小学生	円 2,150	円 2,560
中学生	円 4,180	円 4,330
高校生	円 5,300	円 5,010

このほか必要に応じ、教材費・入学金（高校生の場合）などの実費が計上される。

生活保護基準における級地制度

級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的としたもの。

※ 1 級地：大都市及びその周辺市町、2 級地：県庁所在地をはじめとする中都市、
3 級地：その他の市町村

○現行の級地指定（昭和 6 2 年度～）

各市（区）町村ごとに 6 区分に分けて指定している。市町村合併があった場合には、級地の高い自治体に合わせる。

総 数	1 級地－1	1 級地－2	2 級地－1	2 級地－2	3 級地－1	3 級地－2
市町村の例	東京都23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	金沢市 静岡市 那覇市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 篠山市 宇和島市
世帯数 (構成割合)	490,625 (40.4%)	191,336 (15.7%)	232,316 (19.1%)	52,893 (4.4%)	158,409 (13.0%)	89,635 (7.4%)

資料：被保護者全国一斉調査（基礎調査）平成21年7月1日現在

生活扶助基準の改定方式の変遷

① 標準生計費方式(昭和21年～22年)

当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。

② マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)

最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。

③ エンゲル方式(昭和36年～39年)

栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。

④ 格差縮小方式(昭和40年～58年)

一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。

⑤ 水準均衡方式(昭和59年～現在)

当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

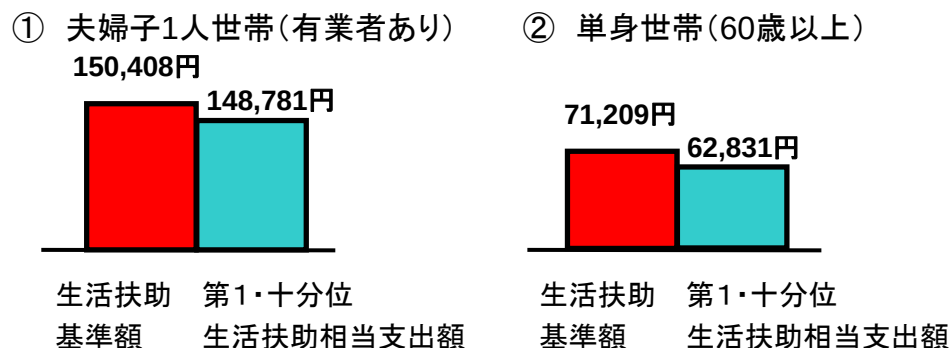
平成19年検証から平成23年度までの生活扶助基準

○ 平成19年の「生活扶助基準に関する検討会」における検証結果(平成16年度全国消費実態調査特別集計)によれば、平成16年度の生活扶助基準額は、第1・十分位の生活扶助相当支出額に比べ、①ではやや高め、②では高め、という結果。

- ① 夫婦子一人世帯(有業者あり) 生活扶助基準額 150,408円、生活扶助相当支出額 148,781円
- ② 単身世帯(60歳以上) 生活扶助基準額 71,209円、生活扶助相当支出額 62,831円

○ しかし、平成20年度の生活扶助基準は、原油価格の高騰や世界的な金融危機による実体経済への深刻な影響など、国民生活の安心が優先されるべき状況にあったことから据え置き、現在に至るまで改定を行っていない。

◆ 生活扶助基準と低所得者の一般消費実態との比較(平成16年)



	生活扶助基準 改定率	(参考) 年金改定率
平成17年度	0.0	0.0
平成18年度	0.0	△ 0.3%
平成19年度	0.0	0.0
平成20年度	0.0	0.0
平成21年度	0.0	0.0
平成22年度	0.0	0.0
平成23年度	0.0	△ 0.4%

← 平成16年データに基づき、19年に検証

生活保護に関する指定都市市長会提案の概要

※平成22年10月20日提案

生活保護受給者の就労支援

◆ボランティア等への参加

- 被保護者にボランティア活動等の参加を義務付け(新設)

◆就労へのインセンティブの付与

- ボランティア活動等を就労収入として評価し、自立による保護廃止後に一部還付(新設)

※その他就労支援体制の強化として、雇用対策法の改正

生活保護の適正化

◆調査権限の拡大

- 実施機関による調査について、照会範囲を拡大し、照会先に対して回答義務を創設(法29条改正)
- 照会に対する回答拒否は過料(新設)
- 保護廃止した者に対して、資産状況等の調査可能(法79条改正)

◆医療扶助の適正化

- 医療扶助の一部自己負担導入(新設)
- 国保、社保と連携した医療機関に対する総体的な指導監査体制の構築

◆確実な債権回収

- 不正受給による返還金等について、あらかじめ保護費から差し引き(法80条改正)
- 第三者行為による損害賠償請求権等を実施機関が取得(新設)
- 実施機関による収入認定すべき公的年金等の委任払を創設(新設)

その他

◆年金や最低賃金と生活保護費との均衡

◆生活保護費の全額国庫負担

- 特にリーマンショック以降の急増分及び住居不定者に係る保護費負担

基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 65,741円（夫婦合計：131,482円）（平成23年度月額）

◇ 生活扶助基準額（平成23年度月額、単位：円）

世帯 構成	生活扶助基準額 (3級地－2 ～ 1級地－1)	<参 考> 2級地－1 [県庁所在地等]
単身 65歳	62,640 ～ 80,820	73,540
夫 夫婦 夫65歳、妻65歳の場 合の1人平均	47,250 ～ 60,970	55,480
夫婦合計額	94,500 ～ 121,940	110,960

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

(東京都区部の場合：単身世帯の上限 月額53,700円、複数世帯の上限 月額69,800円)

前回の基準検証について

生活扶助基準に関する検討会報告書のポイント(平成19年11月30日)

背景

1. 生活保護は、生活困窮者に対して、健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障する最後のセーフティネット。
2. 生活保護には、「生活扶助」「住宅扶助」「医療扶助」など8種類の扶助があるが、「生活扶助」は日常生活費に対する金銭給付であり、最も基本的な給付。
3. 「生活扶助基準」については、
 - ① 平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による報告書において、その水準は、基本的に妥当とされるとともに、今後は5年に一度の検証を行うべきことが提言
 - ② 平成18年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、級地を含めた生活扶助基準の見直しを行うこととされた。
4. 今般、5年に一度実施されている全国消費実態調査の結果を用いて検証・評価する準備が整ったことから、学識経験者による専門的な分析・検討を行うために、本検討会が設置されたもの。

位置付け

1. 直近(平成16年)の全国消費実態調査の結果等を用いて、主に統計的な分析をもとに、専門的、かつ、客観的に評価・検証を実施。
2. 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを行う場合は、本報告書の評価・検証の結果を参考とするよう期待。

※ 本検討会委員：岡部卓、菊池馨実、駒村康平、根本嘉昭、樋口美雄(座長)【敬称略 五十音順】

主な検証結果：水準

（現行水準の設定方法）

- 現行の生活扶助基準の水準については、国民の消費実態との均衡を維持・調整する「水準均衡方式」を採用。

（検証方法）

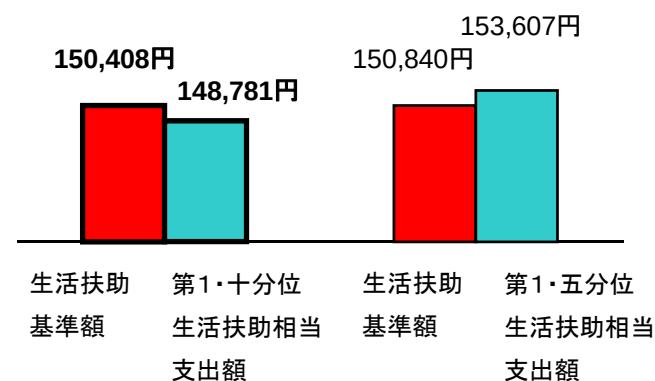
- 生活扶助基準の水準を評価・検証するに当たっては、低所得世帯である年間収入階級第1・十分位に着目して、その消費支出額（具体的には、生活扶助に相当する消費支出額（生活扶助相当支出額））の水準と生活扶助基準を比較。

（検証結果）

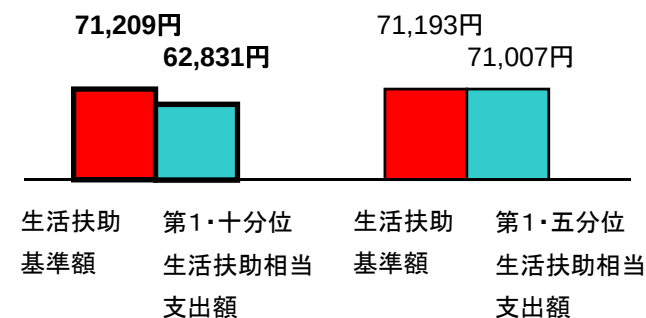
- 現行の生活扶助基準額（右図の赤色）の水準は、生活扶助相当支出額（右図の水色）の水準に比べ
 - ① 夫婦子1人世帯では、やや高め
 - ② 単身世帯では、高め
 という結果。
- 生活扶助基準額は、これまで第1・十分位の消費水準と比較することが適当とされてきたが、今回これを変更する特段の理由はない。

◆生活扶助基準と一般消費実態との乖離状況

① 夫婦子1人世帯（有業者あり）



② 単身世帯（60歳以上）



（資料）平成16年全国消費実態調査特別集計（①、②共通）

主な検証結果：体系

（現行の体系）

- 現行の生活扶助基準は、世帯の個人的経費（第1類費）と世帯共通経費（第2類費）とを合算して算出。

（検証）

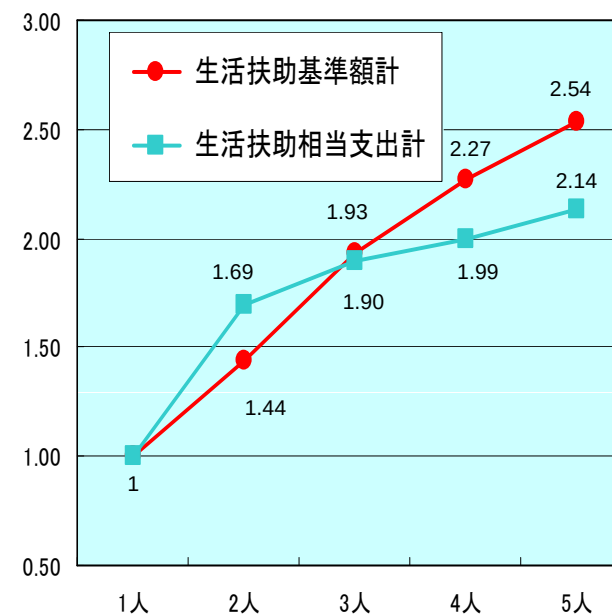
- 検証の結果、個人的経費とされている第1類費においても、世帯人員に応じたスケールメリットが生じていることが確認。
- 第1類費のスケールメリットを反映していない現在の世帯人員別の生活扶助基準額は、4人以上の多人数世帯に有利。

（提言）

- 生活保護受給者の3／4が単身世帯であることから単身世帯に着目した基準体系とすることが考えられる。

世帯人員別にみた消費支出額と生活扶助基準額の比較

（世帯人員が1人の世帯の生活扶助基準額及び生活扶助相当支出を1とした場合の比率）



（注）「生活扶助相当支出計」は世帯人員別の年間収入階級第1・五分位に属する世帯の平均額

（資料）平成16年全国消費実態調査特別集計

主な検証結果 : 地域差

(現行の地域差)

- 現行の級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を反映させるため設定。
- 現在は6区分で、1級地－1と3級地－2との間は、22.5%の差。

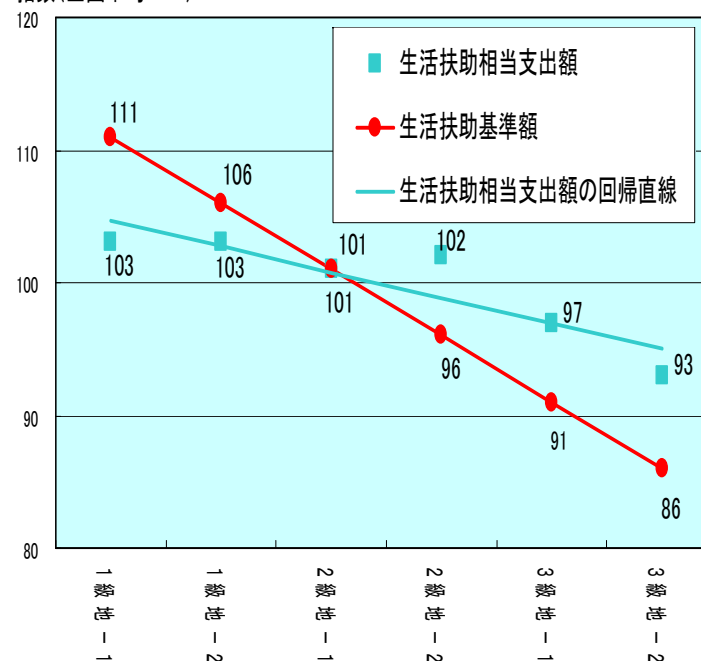
(検証)

- 検証の結果、現行の級地別の生活扶助基準額の地域差に比較して、地域間の生活扶助相当支出額の差は縮小。

級地別にみた消費支出額と生活扶助基準額の比較

2人以上全世帯(1人当たり)、年間収入第1～3・五分位

指数(全国平均=100)



(注)「生活扶助相当支出額」は、年間収入階級第1～3・五分位に属する世帯の1人当たりの生活扶助相当支出額

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計

その他：勤労控除

（現行の勤労控除）

- 現行の勤労控除は、生活保護受給者が勤労収入を得ているときに、その一定程度を手元に残すものであり、
 - ① 勤労に伴う必要経費を補填するとともに、
 - ② 勤労意欲の増進及び自立の助長を図ることを目的とする制度。

（検証）

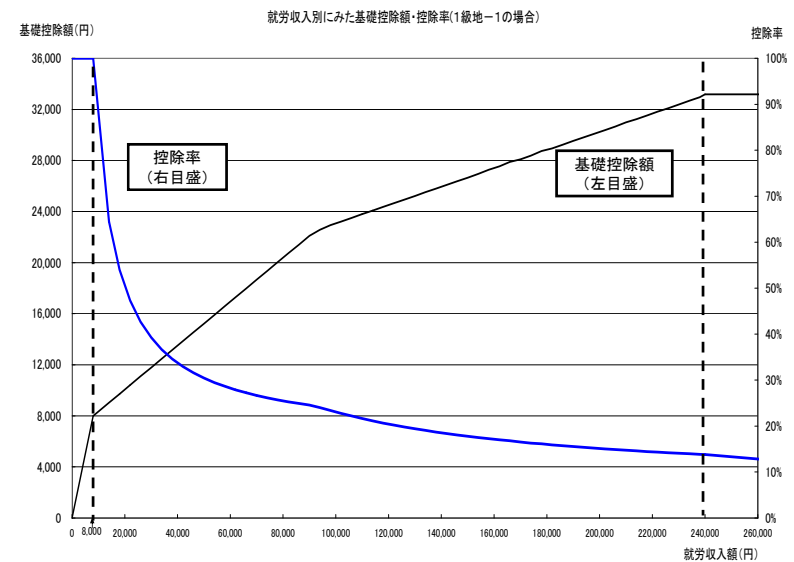
- 就労に関連する経費の実態をみると、収入の1割程度。

（勤労意欲に関する議論の整理）

- 勤労意欲を一層増進する工夫を図るべきであるが、どのような工夫が可能か、次の点などを踏まえた検討を行うべき。
 - ① 収入増により保護費が減額されると勤労意欲を阻害するので、勤労収入の一定程度を手元に残すこと。
 - ② 特に保護からの脱却に資する仕組みを検討すべきこと。
 - ③ 勤労意欲を高める仕組みについての実証的な検証を行うこと。

現行の勤労控除の概要

- 就労収入8,000円までは全額控除
- 就労収入240,000円の基礎控除額33,190円が上限



就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	260,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,660円	30,380円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%

(参 考 資 料)

中央社会福祉審議会(昭和58年12月23日)生活扶助基準及び加算のあり方について(意見具申)(抄)

1 生活扶助基準の評価

(3)総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。

しかしながら、国民の生活水準は今後も向上すると見込まれるので、生活保護世帯及び低所得者世帯の生活実態を常時把握しておくことはもちろんのこと、生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある。

2 生活扶助基準改定方式

(1)生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかれるよう適切な措置をとることが必要である。

(2)また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。

なお、賃金や物価はそのまま消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。

生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成15～16年)(中間とりまとめ・報告書の概要)(抄)

生活扶助基準の水準に関すること

- 生活扶助基準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なもの。具体的には、年間収入階級第1／10分位の世帯の消費水準に着目することが適当。
- 勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当。

生活扶助基準の体系(設定及び算定方法)に関すること

- 多人数世帯について、世帯規模の経済性等を検討する必要。
- 単身世帯について、一般低所得世帯との均衡を踏まえて別途の基準の設定を検討する必要。
- 現行の年齢別較差は、おおむね妥当であるが、年齢区分の幅の拡大などについて見直しが必要。

生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成15～16年)(中間とりまとめ・報告書の概要)【続き】

級地に関すること

- 現行級地制度は、最大較差22.5%とされているが、現在の一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められた。市町村合併の動向にも配慮しつつ、今後詳細なデータによる検証を行った上、級地制度全般について見直しを検討することが必要。

生活扶助基準の評価・検証等に関すること

- 今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度の頻度で検証を行う必要がある。
なお、生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること、また、各種控除が実質的な生活水準に影響することもあることを考慮する必要がある。
- また、これらの検証に際しては、地域別、世帯類型別等に分けるとともに、調査方法及び評価手法についても専門家の知見を踏まえることが妥当。

ナショナルミニマム研究会中間報告(平成22年6月)(抄)

3. ナショナルミニマムの基準 (1)生活保護基準

- 生活扶助基準については、これまでマーケットバスケット方式、エンゲル方式、格差縮小方式とその改訂方式が変遷。現在は、いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、一般低所得世帯との消費実態の均衡が適切に図られているか否かを検証して改訂。
ただし、一般低所得者の家計支出との比較において、低所得者の中には将来に備えるために家計を切り詰める傾向もあるなどの指摘があった。単に家計支出の額だけではなく、家計構造、消費内容、生活実態等の比較分析も必要という意見もあった。
- 近年、最低生活費の算定方法については、マーケットバスケット方式の改良や手法の複合化に関心が高まっており、生活扶助基準の検証・評価に当たっては、これまでの水準均衡方式を基本としつつ、ナショナルミニマムとして充分かという観点からも、マーケットバスケット方式も含めた新たな手法による多角的な検証が必要ではないかとの意見がある。
ただし、マーケットバスケット方式には、恣意性が排除できない、算定に時間がかかる等の問題があることに留意する必要がある。